

事務連絡  
令和6年11月1日

農林水産省担当官 殿

警察庁交通局交通企画課

### 道路交通法の一部を改正する法律の周知について（依頼）

平素より、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年11月1日より、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部が施行され、自転車の酒気帯び運転等及び自転車の運転中における携帯電話使用等に対する罰則が新たに整備されました。

施行前の道路交通法では、自転車の酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転する行為）にのみに罰則が設けられており、自転車の酒気帯び運転（身体に、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で車両等を運転する行為）については罰則が設けられておりませんでした。

今回の改正により、自転車の酒気帯び運転のみならず、

- 自転車の酒気帯び運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類や自転車を提供する行為（酒類提供・車両提供）
- 自転車の酒気帯び運転が行われている自転車に同乗する行為（同乗）についても罰則の対象となりました。

今回の改正内容については、自転車の運転者のみならず、酒類を提供する方等についても留意していただくことが必要であることから、関係機関・団体の皆様と連携の上、改正内容を広く周知、啓発したいと考えております。

貴省におかれましても、改正内容につきまして、酒類を取り扱うことが想定される所管団体等、関係機関へ改正内容について周知いただき存じます。周知の際は、別紙及び改正内容に係るパンフレットを活用ください。

御協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

（連絡先）

警察庁交通局交通企画課

電話：03-3581-0141（内線5024）

別添

道路交通法の一部を改正する法律の周知に関する御協力のお願い

令和6年11月1日  
警察庁交通局交通企画課

平素より、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年11月1日より、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部が施行され、自転車の酒気帯び運転等及び自転車の運転中における携帯電話使用等に対する罰則が新たに整備されました。

施行前の道路交通法では、自転車の酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転する行為）にのみに罰則が設けられており、自転車の酒気帯び運転（身体に、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で車両等を運転する行為）については罰則が設けられておりませんでした。

今回の改正により、自転車の酒気帯び運転のみならず、

- 自転車の酒気帯び運転をすることとなるおそれがある者に対し、酒類や自転車を提供する行為（酒類提供・車両提供）
  - 自転車の酒気帯び運転が行われている自転車に同乗する行為（同乗）
- についても罰則の対象となりました。

貴団体におかれましては、自転車の飲酒運転に関する新たな規定が整備された旨、留意いただきたいと存じます。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」という標語は今や国民に広く浸透しているものと存じます。その上で、関係機関・団体の皆様と連携の上、今回の改正内容を広く周知、啓発し、一件でも多くの飲酒運転、そしてそれによる交通事故を減らしたいと考えております。

こうした考え方の下、改正内容を一人でも多くの皆様に知っていただくため、当庁では、今回の改正内容に関するポスター・リーフレットを作成いたしました。是非、貴団体内での周知やウェブサイトへの掲載、会員企業様への周知、飲食店様等における掲載等に御協力いただけますと幸いです。

当庁では、今後とも、交通事故防止に向けたあらゆる取組を実施してまいります。引き続き御理解と御協力の程、よろしくお願ひいたします。